ロ　平成三十四年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、平成三十四年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と座席ベルトの非装着時警報装置に係る性能並びに基本車体構造が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

（年少者用補助乗車装置等）

第二十二条　（略）

2　保安基準第二十二条の五第三項の規定並びに細目告示第三十二条第二項及び第百十条第二項の規定が適用される自動車のうち平成二十四年六月三十日以前に製作された自動車については、協定規則第四十四号の技術的な要件（同規則第四改訂版補足第十二改訂版の規則4．、6．から8．まで及び15．に限る。）の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成十八年国土交通省告示第九百七十八号）による改正前の細目告示別添三十五の基準に適合するものであればよい。

3～9　（略）

10　細目告示第三十二条第二項及び第百十条第二項の規定は、当分の間（協定規則第四十四号の技術的な要件（同規則第四改訂版補足第十二改訂版の規則17．16．に限る。）に定める年少者用補助乗車装置にあっては、平成三十二年八月三十一日（法第七十五条の三第一項の規定によりその型式について指定を受けたものにあっては平成二十九年八月三十一日）までの間）、細目告示第三十二条第二項中「協定規則第129号の技術的な要件（同規則第２改訂版の規則4．、6．及び7．に限る。第110条において同じ。）」とあり、及び第百十条第二項中「協定規則第129号の技術的な要件」とあるのは「協定規則第44号の技術的な要件（同規則第４改訂版補足第12改訂版の規則4．6．から8．まで及び15．に限る。）」と読み替えるものとする。

11　（略）

12　平成三十四年八月三十一日以前に製作された自動車又は年少者用補助乗車装置及び平成三十四年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたものについては、細目告示第三十二条第二項及び第百十条第二項の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十九年国土交通省告示第六百四十号）による改正前の細目告示第三十二条第二項及び第百十条第二項に適合するものであればよい。

（ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置）

第二十八条　次の表の上欄に掲げる自動車については、細目告示の規定のうち同表の下欄に掲げる規定は、適用しない。

自動車	条項
（削除）	（削除）
一～十五　（略）	（略）

2～170　（略）

（年少者用補助乗車装置等）

第二十二条　（略）

2　保安基準第二十二条の五第三項並びに細目告示第三十二条第二項及び第百十条第二項の規定が適用される自動車のうち平成二十四年六月三十日以前に製作された自動車については、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に付属する規則（以下「協定規則」という。）第四十四号の技術的な要件（同規則第四改訂版補足第十一改訂版の規則4．、6．から8．まで及び15．に限る。）の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成十八年国土交通省告示第九百七十八号）による改正前の細目告示別添三十五の基準に適合するものであればよい。

3～9　（略）

10　細目告示第三十二条第二項及び第百十条第二項の規定は、当分の間、細目告示第三十二条第二項中「協定規則第129号の技術的な要件（同規則改訂版の規則4．、6．及び7．に限る。第110条において同じ。）」とあり、及び第百十条第二項中「協定規則第129号の技術的な要件」とあるのは「協定規則第44号の技術的な要件（同規則第４改訂版補足第11改訂版の規則4．6．から8．まで及び15．に限る。）」と読み替えるものとする。

11　（略）

（新設）

（ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置）

第二十八条　次の表の上欄に掲げる自動車については、細目告示の規定のうち同表の下欄に掲げる規定は、適用しない。

自動車	条項
一　昭和四十六年十二月三十一日以前に製作された自動車	細目告示第四十一条第六項第一号、第百十九条第六項第一号及び第百九十七条第六項第一号中「又は右向き」の規定
二～十六　（略）	（略）

2～170　（略）